

兵庫働き方改革推進支援センター

共催: みなと銀行

「同一労働・同一賃金」
全面施行は4月1日!

働き方改革 個別相談会 のご案内

兵庫働き方改革推進支援センターとみなと銀行、兵庫労働局が連携して、2月に「働き方改革 個別相談会」を行います。相談会では、働き方改革への対応に加えて、雇用・労務にかかわる幅広い相談にも応じます。お気軽にご利用ください。

●と き: **令和3年 2月25日(木)、26日(金)**

いずれも13:00~17:00

●と ころ: **ビジネスプラザこうべ**
(神戸市中央区多聞通2-1-2 大森みなとビル5階)

●申込方法: **事前予約制です**。裏面の申込用紙に記入しFAXをお送りください。



予約制

万全のコロナ対策

相談無料

裏面に申込用紙

秘密厳守

働き方改革
中小企業に影響のある法改正の主な内容

有給休暇 年5日取得

2019年4月施行

時間外労働の上限規制

2020年4月施行

同一労働・同一賃金

中小企業は2021年4月より施行

- 相談項目例**
- ・働き方改革への対応について知りたい。
 - ・4月施行となる「同一労働同一賃金」について知りたい。
 - ・これから人を採用します。必要な手続きについて知りたい。
 - ・生産性向上や業務改善にかかわる助成金の活用について知りたい。
 - ・就業規則や賃金規定について相談したい。
 - ・パワハラのない職場づくりについて相談したい。

社会保険労務士が丁寧に対応

問い合わせ先

兵庫働き方改革推進支援センター (厚生労働省兵庫労働局委託事業)

TEL **フリーダイヤル 0120-79-1149** FAX 078-515-6757

Mail hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

住所 神戸市中央区港島中町6-1 (神戸商工会議所会館9F)

<https://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hyougo/>



個別相談会 予約申込書

申込先: みなと銀行

FAX: 078-331-8331

※各項目の太枠内をご記入ください。相談希望日時、ご相談内容については番号を1つご記入ください。

事業所名					
所在地	〒 — —				
TEL	— —		FAX	— —	
相談者名			役職		
相談希望日時	←番号を記入してください。 1. 2月25日(木) 2. 2月26日(金)		←番号を記入してください。 1. 13:00～ 2. 14:00～ 3. 15:00～ 4. 16:00～		
ご相談内容	←番号を記入してください。 1.同一労働・同一賃金について 2.時間外労働の上限規制について 3.労働関係助成金について 4.就業規則について 5.人材確保について 6.その他(内容) →				
業種		従業員数	正社員		名、パート・アルバイト
					名

兵庫働き方改革推進支援センターからのお知らせ

お問い合わせは、**0120-79-1149**まで
企業訪問支援を実施しています。ご利用ください。
すでに県内600社がフル活用

～1社5回まで無料でご利用いただけます～

働き方改革推進支援センターでは、専門家を企業に派遣する訪問支援を行っています。今年度、すでに600社を超える企業から訪問支援の申し込みをいただきました。1社・1テーマ、5回まで無料で訪問支援に応じられます。お気軽に、ご利用ください。

1 「同一労働・同一賃金」への対応を応援します。

- 来年4月から、中小企業に対しても「同一労働・同一賃金」が施行されます。会社訪問により、各社の現状を正確に把握し的確な支援を行います。

2 労働関係助成金についてアドバイスができます。

- 生産性の向上、労働時間の削減にかかわる助成金についてアドバイスができます。
- 労働関係助成金について説明し、申請についてアドバイスができます。

3 就業規則・賃金規定の作成方法、見直し方法について相談に応じます。

- 求人・採用にむけて就業規則・賃金規定の作成・見直しの相談に応じます。

4 「時間外労働の上限規制」にともなう各社の対応を応援します。

- 労働時間の管理や削減についてアドバイスを行ってきました。
- 36協定の作成の手順についてアドバイスを行い、協定締結まで支援しました。